

| | 県の福祉施策に対する御質問等 | 御質問に対する考え方等 |
|---------------------------|---|---|
| 大池委員 | 障害者自立支援法に移行する旧共同作業所の現状と問題(困難)とされる点について。 | H18年度末に146か所あった旧共同作業所については、H21年4月1日現在、自立支援給付に移行した施設が42か所、地域活動支援センター等に移行した施設が93か所で、市町村単独の共同作業所として9施設残っている。 県としては、H19年度から「共同作業所新体系移行円滑化支援事業」により、より質の高いサービス提供が可能な自立支援給付への移行に向けて運営費等の支援を行っている。 |
| 増田委員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 児童相談所職員の配置状況(経年変化も含めて)。 2 専門性向上のための研修についての実施状況(児童相談所及び市町村担当職員)。 3 CAP(こどもへの暴力防止)の活動を採用したことがあれば、その記録。 4 平成18年度から行われている「家族関係支援プログラム」の効果。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 資料1 - 7「児童相談所の相談体制について」のとおり。 2 資料1 - 1「『平成20年度社会福祉審議会の提言』に関連する主な県の施策について」p.5のとおり。 3 平成17年度から3年間にわたり、学校及び幼稚園・保育所における児童虐待防止のための実践的な教育・啓発を推進するため、虐待防止プログラムを提供できる市民団体等(CAP)と連携し、子どもや保護者を対象とした啓発事業を新たに行う場合に、経費の一部を助成する「いじめ・暴力から子どもを守る人権教育事業補助金」を実施してきた。 4 別紙1「家族関係支援プログラム」のとおり。 |
| 高岡委員 | 県が設置している社会福祉に関連する審議会や委員会、懇話会等と、それぞれが審議する内容等の役割について。 | 別紙2「県が設置する審議会等の状況について」のとおり。 |
| | 社会部で所管している障害者の就業支援と商工労働部で所管している障害者の就業支援の役割について。 | 別紙3「障害者の就業支援に係る社会部と商工労働部の役割について」のとおり。 |
| | 長野県では高齢者や障害者の地域移行を推進し、宅老所やグループホーム、サテライト型の福祉施設等、小規模施設の整備を進めてきたが、今後の高齢者、障害者の福祉施設の基盤整備について、県としての基本方針について。 | <p>高齢者施設については、第4期高齢者プランにおいて、「施設・居住系サービスの整備に当たり、国の基本指針で示す参酌標準を基本としつつも、市町村等の保険者が給付と負担の住民合意を基に十分な検討を踏まえて算出したサービス必要量はこれを尊重する」とこととしているので、こうした方針を踏まえ、必要な基盤整備を支援していく。</p> <p>宅幼老所については、第4期高齢者プランの中で、「これまで小学校区に1か所(400か所)を目標に整備を進めてきており、数の上では概ね充足されつつあるが、未設置市町村など施設の必要な地域への整備を推進しながら、今後は防火機能の充実など、施設の「質の向上」にも重点を置いていきたいとしている。</p> <p>障害者のグループホームについては、県障害福祉計画に目標値を定め、国庫補助事業を活用して引続き整備を進め、地域移行を促進していきたい。</p> |
| 認知症高齢者の増加に対する支援事業の概要について。 | 資料2 - 3「認知症高齢者支援事業」のとおり。 | |

家族関係支援プログラム

こども・家庭福祉課

1 目的

虐待等により、子どもと離れて生活することを余儀なくされた親等が、再び子どもと共に生活できるようになるため、子どもや家族を支援するプログラムを実施する。

2 実施事項

- (1) 家族関係支援のためのアセスメントの実施。
- (2) 個々の事例に応じた援助プラン(自立支援計画)の立案。
- (3) 家族関係支援コアプログラムの策定・実施。
 - ア 保護者支援プログラム(児童相談所、市町村等)。
 - イ 子どもケアプログラム(児童相談所、児童福祉施設等)。
 - ウ 親子交流プログラム(児童相談所、児童福祉施設等)。
- (4) その他必要事項。

3 これまでの取組状況

- (1) 平成18年度 「親支援プログラム」としてアセスメントツールの作成。
- (2) 平成19年度 「親支援プログラム」の試行。
- (3) 平成20年度 「家族関係支援プログラム」と改称し実施。

4 課題等

- (1) アセスメントの実施により、児童相談所及び関係機関の意識が統一され、チームとしての対応ができつつある。
- (2) 児童相談所は法的な権限を有しており、保護者と対立関係になることが多いため、今後は家族関係支援コアプログラム実施における民間団体等の支援の導入方法の検討を行う必要がある。
- (3) 家族関係支援プログラムをより効果的なものとするために検証を継続していく。

県が設置する社会福祉に関する審議会等の状況について

| 審議会等 | 概要・役割等 |
|---|--|
| <p>社会福祉審議会 (社会福祉法の規定に基づき設置)</p> <p>現委員任期 H20.5.1 ~ 23.4.30</p> | <p>(設置目的) 社会福祉に関する事項を調査審議するとともに、知事の諮問に答え又は関係行政庁に意見を具申する。</p> <p>(主な審議事項) ～ H20年度の主な審議事項～ (1)福祉人材の確保・定着について (2)介護保険法・障害者自立支援法の見直しを視野に入れた制度運用のあり方 (3)子育て支援施策について (4)権利擁護に関する施策について</p> <p>審議結果等を取りまとめ、県へ提言を提出。</p> |
| <p>障害者施策推進協議会 (障害者基本法の規定に基づき設置)</p> <p>現委員任期 H21.6.1 ~ 23.5.31</p> | <p>(設置目的) 障害者に関する施策の推進について必要な事項及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。</p> <p>(主な協議事項) ～ H20年度の主な審議事項～ (1)平成21年度の障害者施策について (2)第2期障害福祉計画について</p> |
| <p>第4期介護保険事業支援計画・老人福祉計画策定懇話会</p> <p>H20.7.11 ~ 21.3.31 をもって任期終了。</p> | <p>(設置目的) 長野県第4期介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定にあたり、高齢者保健・医療・福祉関係者等から広く意見を聴く。</p> <p>(主な協議事項) (1)介護保険事業支援計画について (2)老人福祉計画について</p> |

障害者の就業支援に係る
社会部と商工労働部の役割について

| 項目 | 社会部の就業支援 | 商工労働部の就業支援 |
|--------|---|--|
| 支援対象 | 障害者 | 就職困難者 障害者 母子家庭の母 中国帰国者 |
| 支援者 | 就業支援ワーカー 県下10圏域に国・県が設置する障害者総合支援センター(NPO法人、社会福祉法人等に運営委託)に駐在。 | 求人開拓員 地方事務所駐在。県の嘱託職員。 |
| 支援内容 | 地域の関係機関と連携をとり、就職に向けて総合的な本人支援を行う。 生活習慣の改善、職業に関する能力・適性の検討、企業に対し障害の特性を説明、ジョブコーチも活用した就職後の職場定着支援など。 | 企業への働きかけ、就職に関する相談、就職先の紹介を行う。 就職後も必要に応じ職場定着を支援(状況確認等)。 |
| 職業あっせん | 実施しない。 職業あっせんの法的権限なし。 | 実施する。 職業安定所同様、無料職業紹介所として紹介状を発行できる。 |
| 備考 | 事業実施に当たっては、就業支援ワーカーから求人開拓員にケースを引継ぎ、採用につなげるなどの連携が図られている。 | |